「世界情報通信事情」に見る海外事情に関する政府の情報収集と情報公開の実情

The situation of information collection and information disclosure by the government concerning overseas circumstances seen in "World information communication situation"

本田正美*1

Masami Honda

*1 東京工業大学 Tokyo Institute of Technology

要旨: 総務省は Web サイト上で、「世界情報通信事情」と題して、世界各国の情報通信に関わる情報を公開している。それぞれ、国別と項目別での情報の公開が行われているのである。総務省が把握している各国の状況はこれに限るとは考えにくいが、情報を整理して広く公開するということは、少なくともここに公開される情報については広く共有されてしかるべきと総務省が判断しているということが示唆される。本研究では、この「世界情報通信事情」で公開されている情報に着目する。どのような国のどのような事項が情報公開されているのか、その事例分析を行うのである。この事例分析により、日本政府が行うところの海外事情に関する情報収集と公開のあり方について考察する。

キーワード: 総務省、世界情報通信事情、情報収集、情報公開、海外事情

Abstract: On the website, Ministry of Internal Affairs and Communications announces information on information communication technology around the world entitled "World Information and Communication Situation". There, information is released by country and by topic. It is unlikely that the situation of each country grasped by the Ministry of Internal Affairs and Communications is limited to this, organizing information and opening it widely means that it is judged by the Ministry of Internal Affairs and Communications that at least the information disclosed here should be shared widely to the people. In this research, we focus on the information published in this "world information communication situation". We conduct a case analysis of what kinds of matters in which countries are disclosed. Through this case analysis, we will consider how to gather and disclose information on foreign affairs made by the Japanese government.

Keywords: Ministry of Internal Affairs and Communications, World information communication situation, Information gathering, Information disclosure, Foreign affairs

1. 研究の背景と目的

総務省はそのWebサイト上で、「世界情報通信事情」 と題して、世界各国の情報通信に関わる情報を公開している。具体的には、それぞれ国別と項目別で情報通信に関わる情報の公開が行われている。

総務省が把握している各国の状況はこれに限るとは 考えにくいが、自らのWebサイトにおいて情報を整理 して広く公開するということは、少なくともここに公 開される情報については広く国民に共有されてしかる べきと総務省が判断しているということが示唆される。 また、総務省としてWebサイトに公開する情報である 以上、その内容について一定の精度が保証されている ものと考えられる。 本研究では、この「世界情報通信事情」で公開されている情報に着目する。どのような国のどのような事項が情報公開されているのか、その事例分析を行うのである。この事例分析により、日本政府が行うところの海外事情に関する情報収集と公開のあり方について考察する。

2. Web サイトを介した情報の公開

日本政府は、2000年にIT基本戦略を策定した。この戦略では、電子政府の実現が謳われ、その具体的施策のひとつとして「行政情報のインターネット公開、利用促進」が掲げられた。政府機関のWebサイトの開設や組織内部の電子的な基盤の整備が目指されたのである(本田 2014)。

2000 年以降、各府省で Web サイトが開設され、様々な情報が Web サイト上で公開されるところとなった(鈴木 2002)。2019 年現在では、既に Web サイトの開設自体が論点となることはなく、例えば総務省による「みんなの公共サイト運用ガイドライン」にも見られるように、その運用のあり方が懸念事項となっている。

あるいは、Web サイトの存在は所与として、政府のWeb サイトのアクセシビリティへの配慮がなされている。2017年度に「国及び地方公共団体公式ホームページの JIS 規格対応状況調査」、2018年度に「公的機関のウェブアクセシビリティ確保への取組に関する調査等」が総務省によって実施されている。

2012年には、電子行政オープンデータ戦略が策定され、情報公開に留まらず、各府省のWebサイトで公開されているデータの利用促進も図られている。そして、Webサイトのコンテンツについては、その利用ルールとして政府標準利用規約が2014年に決定されている。これは2015年第2.0版として改められている。府省のWebサイトを介して情報の公開が図られるだけではなく、公開された情報やデータについては利活用を視野に入れているというのが現状である。

ここで、府省の Web サイトにおいて公開されている情報について、それがどのように収集され、また公開されているのかに関心が向かう。とりわけ、日本国外の情報につき、その収集と公開のあり方に関心が向かう。そこで、そのうちのひとつである総務省による「世界情報通信事情」に本研究では注目し、事例分析を行う。

3. 「世界情報通信事情」における公開情報

総務省が開設する Web サイトには、様々な情報が掲載されている。 その中に、世界の情報通信に関する事情をまとめたページがある。 これが「世界情報通信事情」のページである(図 1)。

情報は、項目別と国別で公開されている。

項目別では、「固定ブロードバンド事情」・「携帯電話事情」・「固定電話事情」・「国家ブロードバンド政策」・「電子政府政策」・「LTE 普及促進」・「M2M関連政策」・「デジタル放送の現状」に分けられている。

国別では、「アジア・太平洋州地域」・「アフリカ 地域」・「北米地域」・「中南米地域」・「ヨーロッ パ地域」・「中東地域」に分けられ、それぞれの地域 について国が列挙されている。

図1 世界情報通信事情とトップページ



(出所:総務省ホームページ「世界情報通信事情」 http://www.soumu.go.jp/g-ict/)

個別の国については、市場の動向として「インターネット・ブロードバンド市場」・「携帯電話市場」・「固定電話市場」・「放送市場」・「重要政策動向」に関する情報が掲載されている。また、基礎データ集として、「国の基礎データ」・「経済関連データ」・「法律」・「監督機関」のデータが掲載されている。

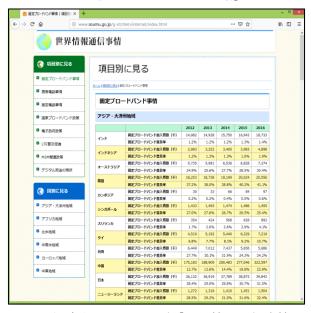
図2 世界情報通信事情の「米国」ページ



(出所:総務省ホームページ「世界情報通信事情」 http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/america/index.html) 情報が掲載されている国のひとつである「米国」のページは図2のとおりである。

国別のページで市場の動向として取り上げられている事項は一部項目別で取り上げられている事項と重複する。

図3 項目別「固定ブロードバンド事情」のページ



(出所:総務省ホームページ「世界情報通信事情」 http://www.soumu.go.jp/g-ict/item/internet/index.html)

項目別の「固定ブロードバンド事情」を確認すると、 図3が表示される。「ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database」を出所として、各国の2012年から 2016年までの「固定ブロードバンド加入者数(千)」と 「固定ブロードバンド普及率」が示されている。

「携帯電話事情」においても「ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database」を出所として、各国の2012年から2016年までの「携帯電話加入者数(千)」と「携帯電話普及率」が示されている。

「固定電話事情」においても「ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database」を出所として、各国の2012年から2016年までの「固定電話加入者数(千)」と「固定電話普及率」が示されている。

「国家ブロードバンド政策」は、「米国」・「中国」・「韓国」・「EU」・「英国」・「ドイツ」・「フランス」・「日本」について、2017 年 12 月調査として、各国の計画が示されている。その出所は明らかではない。

「電子政府政策」についても「米国」・「中国」・「韓国」・「EU」・「英国」・「ドイツ」・「フランス」・「日本」について、2017年12月調査として、

各国の取り組みが示されている。その出所は明らかではない。

「LTE 普及促進」については、「米国」・「中国」・「韓国」・「英国」・「ドイツ」・「フランス」・「日本」について、2017 年 12 月調査として、各国の LTE 普及促進の状況が示されている。その出所は明らかではない。

「M2M 関連政策」では、「米国」・「中国」・「韓国」・「EU」・「英国」・「ドイツ」・「フランス」・「日本」について、2017 年 12 月調査として、各国の計画や戦略が示されている。その出所は明らかではない。

最後に「デジタル放送の現状」では、「米国」・「英国」・「ドイツ」・「フランス」・「中国」・「韓国」・「ブラジル」・「ロシア」・「インド」・「日本」について、2017年12月調査として、各国の主要事業者やシステムなどが示されている。ここでもその出所は明確にされていない。

図4 国別の「米国」詳細のページ



(出所:総務省ホームページ「世界情報通信事情」 http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/america/detail.html#internet)

国別の「米国」の詳細ページは図4のとおりである。 それぞれの項目につき説明文やグラフがある。グラフ については、「ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database」を出所として作成されている。

基礎データ集の中の「経済関連データ」については、「World Bank, World Development Indicators Database」

を参照して作成されているが、その他の項目について は、出所は明示せずに、データが示されている。

その他には、「より詳細な監督機関・法律・政策等の情報」が提供されている。これは報告書のような形式のもので、米国の場合、77ページの資料としてPDF(http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/america/pdf/001.pdf)で提供されている(図5)。その内容は詳細なものであるが、参考文献リストはなく、どのような調査が行われた結果としての記述なのか判然としないところがある。

図5 米国の「より詳細な監督機関・法律・政策等の 情報」



(出所:総務省ホームページ「世界情報通信事情」 http://www.soumu.go.jp/g-ict/country/america/pdf/001.pdf)

これは米国に限ったことではなく、その他の国についても同様である。

国別では、「アジア・太平洋州地域」が25カ国・「アフリカ地域」が10カ国、「北米地域」が2カ国、「中南米地域」が16カ国、「ヨーロッパ地域」が17カ国、「中東地域」が8カ国、同サイトでは取り上げられているが、いずれも「より詳細な監督機関・法律・政策等の情報」が提供されている。しかし、いずれの国についても米国と同様に、その内容は詳細なものである一方で、その出典は明らかではない。

4. 海外事情に関する情報収集と情報公開の実情

ここまで見てきたように、「世界情報通信事情」は「ITU World Telecommunication/ICT Indicators Database」や「World Bank, World Development Indicators Database」、さらに総務省による何らかの調査を元に編集されてい

る。日本政府が主体的に行ったと考えられる事項については、その出典が明示されていないため、どのような調査がなされたのかは判然としない。

ここで、利用されている一次資料については取捨選択がなされているものと考えられるが、その出典が明記された資料の数は主に2つであって、多いとは言いにくい。それだけ信頼に足りる資料の数が少なかったのか、情報通信分野に関する調査や報告が少ないのか、あるいは総務省による調査が不足していたのか、いずれの理由によるものかは判然としないが、世界の情報通信分野について日本政府が説明するために利用された資料の量が少ないのは事実である。ある事象について説明するときに、単独の資料に依ることになっており、その蓋然性が十分に担保されていない可能性が指摘されよう。例えば、その参照した資料に誤りがあったとしても、それに気づく機会が失われている。

この「世界情報通信事情」は、政府機関の調査などで引用・参照されることもある(内閣府政策統括官2016)。にもかかわらず、公開される情報につき、その依拠するところの情報が明らかにされていないというのは、とりわけ EBPM(Evidence Based Policy Making)が唱導される現在では問題があると言えるだろう。

また、調査方法が明記されないのも再現性の観点から問題となるところである。

5. まとめと今後の課題

本研究では、総務省がそのWebサイト上で公開している「世界情報通信事情」について事例分析を行った。

海外事情について公開する情報については、その出 典が限定されるとともに、総務省が行ったと思しき調 査については、その内容が詳細であるにもかかわらず、 十分な出典が提供されていないことが分かった。この ような状況が総務省による「世界情報通信事情」特有 のものなのか、それとも全府省で共通するのかは定か ではないため、今後の研究上の課題として、同様の海 外事情に関する情報公開の現況を確認する作業が必要 とされている。

参考文献

鈴木美岐子、行政情報の Web コンテンツ化、情報管理、45(8)、pp.534-543、2002

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)、平成27年度 アメリカ及び欧州における青少年のインターネット利用に関係する民間事業者による青少年保護に関する取組事例調査、2016

本田正美、「電子政府」の変遷と到達点としてのオー プンガバメント・オープンデータ、情報処理学会研 究報告情報システムと社会環境(IS)、2014-IS-127(3)、 pp.1-6、2014